

【様式2】

②食育月間以外の月の取組

提出都道府県名	さいたま市
政令指定都市名	
取組市町村名	さいたま市（健康増進課）
取組団体・企業名	
取組の名称	毎年10月は朝ごはんを食べよう強化月間
実施時期	令和2年10月
取組内容	<p>さいたま市では、「毎年10月は朝ごはんを食べよう強化月間」として、広報・啓発活動を強化しています。その一環としてリーフレットを作成しました。</p>  <p>市内で生産されているヨーロッパ野菜の一つ「カリフローレ」を使ったレシピを、「さいたま市食育推進協議会」に考案していただきました。ヨーロッパ野菜で市民の興味を引き、おいしそうな料理で食べる意欲を高め、簡単なレシピで実践につなげることがねらいです。</p> <p>朝食欠食の多い20～30歳代にアプローチするため、リーフレットは公立保育園（61園）の全児童の保護者へ配布したほか、保育施設、教育機関、公共施設等へ配布しました。</p> <p>リーフレットに掲載したレシピは、「さいたま市食育なび」の以下URLからアクセスできます。リーフレット（PDFファイル）のダウンロードもできます。</p> <p>http://genki365.net/gnks18/pub/sheet.php?id=52024</p>

【様式2】

②食育月間以外の月の取組

提出都道府県名	さいたま市
政令指定都市名	
取組市町村名	さいたま市（食品・医薬品安全課）
取組団体・企業名	
取組の名称	夏の食中毒予防対策強化期間の実施
実施時期	令和2年6～8月
取組内容	<p>食中毒予防について市民への啓発を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リーフレット及び啓発品の配置 食中毒予防リーフレット及び啓発品としてウェットティッシュのセットを保健センターや図書館に合計800組配置しました。 2 市報を通じた注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・市報6月号に「食中毒に気をつけましょう」の記事を掲載しました。 ・市報7月号に「食肉の加熱不足による食中毒を予防しましょう」の記事を掲載しました。 ・市報8月号に「8月は食品衛生月間です！」の記事を掲載しました。 3 小中学生及びその保護者への啓発 市内公立私立小学校児童及びその保護者に食中毒予防の啓発リーフレット75, 995枚を配布しました。市内公立私立中学校に食中毒予防の啓発ポスター1, 396枚を配布しました。